

## 令和 7（2025）年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

愛知県内では、県、国土交通省中部地方整備局、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市により、公共用水域（河川、湖沼、海域）及び地下水に係る水質調査（常時監視）を実施している。また、公共用水域の一部の地点では、底質調査を実施している。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく県内における公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき、水質測定計画を作成する。

### 第 1 公共用水域に係る水質測定計画の作成に当たっての考え方

令和 7（2025）年度は、下記の項目、地点数について、水質調査及び底質調査を実施する。また、各項目の基本的な測定回数を示す。

令和 7（2025）年度公共用水域に係る水質測定計画における調査地点数

（ ）内は、令和 6（2024）年度の調査地点数

	区 分	河 川	湖 沼	海 域	計	項目数
水 質 調 査	健康項目	9 5（9 5）	2（2）	2 5（2 5）	1 2 2（1 2 2）	全 2 7 項目
	生活環境項目	1 0 1（1 0 1）	2（2）	4 1（4 1）	1 4 4（1 4 4）	全 1 3 項目
	要監視項目	6 5（6 5）	1（1）	1 7（1 7）	8 3（8 3）	全 3 2 項目
底 質 調 査	底質調査項目	2 2（2 2）	1（1）	1 4（1 4）	3 7（3 7）	全 2 4 項目

- （備考） 健康項目：人の健康の保護に関する環境基準が定められている項目  
 生活環境項目：生活環境の保全に関する環境基準が定められている項目  
 要監視項目：公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目  
 底質調査項目：公共用水域への影響を把握するため、測定が推奨される項目

#### 1 健康項目（27 項目）

##### （1）河川・湖沼

- ア カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、追加 15 項目\*  
 環境基準点で年 4 回以上、主要な補助点で年 2 回以上測定する。
- イ 砒素  
 環境基準点及び主要な補助点で年 2 回以上測定する。
- ウ 総水銀  
 環境基準点で年 4 回以上測定する。
- エ アルキル水銀  
 総水銀の測定値が報告下限値を超過した場合に測定する。

- オ PCB  
各水域の重要な地点で年1回以上測定する。
- カ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素  
環境基準点で年2回以上測定する。
- キ 1,4-ジオキサン  
環境基準点及び主要な補助点で年1回以上測定する。

(2) 海域

- ア カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、総水銀、追加15項目※  
環境基準点で年4回以上、主要な補助点で年2回以上測定する。
- イ PCB  
PCB処理施設近傍の環境基準点及び補助点で年1回以上測定する。
- ウ 砒素  
環境基準点で年2回以上測定する。
- エ 1,4-ジオキサン  
環境基準点及び主要な補助点で年1回以上測定する。

※追加15項目：ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン(1993年3月8日、環境基準に追加)

2 生活環境項目 (13 項目)

(1) 河川・湖沼

- ア pH、DO、BOD、COD、SS  
環境基準点及び主要な補助点で年12回以上、それ以外の補助点で年4回以上測定する。
- イ 大腸菌数  
B類型以上の河川において、環境基準点で年12回以上、補助点で年4回以上測定する。
- ウ n-ヘキサン抽出物質  
環境基準点及び主要な補助点で年2回以上測定する。
- エ 全窒素、全りん  
河川は環境基準点で年6回以上、湖沼は全地点で年12回以上測定する。
- オ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)  
水生生物に係る環境基準点で年12回以上測定する。

(2) 海域

- ア pH、DO、COD、全窒素、全りん  
全調査地点で年12回以上測定する。
- イ n-ヘキサン抽出物質  
各水域の環境基準点で年2回以上測定する。
- ウ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)  
水生生物に係る環境基準点で年6回以上、補助点で年2回以上測定する。
- エ 底層溶存酸素量  
伊勢湾の調査地点で年12回以上測定する。

### 3 要監視項目（32項目）

過去に全国で広範囲に検出されたフェノール、ホルムアルデヒド等 28 項目、2013 年 3 月に追加指定された 4-*t*-オクチルフェノール、アニリン及び 2, 4-ジクロロフェノール、2020 年 5 月に追加指定されたペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、河川・湖沼・海域の主要な環境基準点で測定する。

### 4 底質調査項目（24 項目）

カドミウム、鉛等について、主要な環境基準点及び主要な補助点で年 1 回以上測定する。

### 5 その他

水質調査においては、特殊項目（水質汚濁防止法施行令第 3 条に基づく排水基準項目のうち、環境基準が設定されていない項目）及びその他の項目（アンモニア性窒素等各種窒素化合物、オルトリン酸態りん等りん化合物、塩化物イオン、塩分、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、クロロフィル a、フェオ色素、トリハロメタン生成能等）についても調査する。

なお、健康項目をはじめとする各項目については、過去の検出状況や発生源の立地状況等を勘案し、測定回数を減らすことができる。



## 第2 地下水に係る水質測定計画の作成に当たっての考え方

令和7（2025）年度は、下記のとおり、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング（継続監視）調査を実施する。

### 1 概況調査

県内の全体的な水質の状況を把握するため、メッシュ調査及び定点調査を実施する。

令和7（2025）年度地下水に係る水質測定計画における調査地点数

（ ）内は、令和6（2024）年度の調査地点数

調査機関	愛知県	国土交通省	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊田市	計
メッシュ調査	39(39)	-	27(27)	2(2)	5(5)	1(1)	1(1)	10(10)	85(85)
定点調査	4(4)	5(5)	4(4)	3(3)	1(1)	-	-	1(1)	18(18)

#### (1) メッシュ調査（ローリング方式※）

##### ア 方法

未把握の地下水汚染を発見するため、約5km及び10km四方に区分したメッシュから調査対象メッシュを選定し、選定したメッシュ内に存在する井戸のうち、調査機関等と調整が図られた井戸を調査対象とする。

※ローリング方式：毎年度調査対象メッシュを選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する方式

##### イ 測定項目及び測定頻度

カドミウム等環境基準28項目について、各井戸で年1回以上実施する。アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

なお、要監視項目に位置づけられている25項目のうち、PFOS及びPFOAについては27地点で、それ以外のクロロホルム等24項目については6地点で測定する。

#### (2) 定点調査（定点方式）

##### ア 方法

長期的な観点から水質の経年的変化を把握するために、県内の代表的な地点において継続的に実施する。

##### イ 測定項目及び測定頻度

カドミウム等環境基準28項目について、各井戸で年1回以上実施する。アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

なお、要監視項目に位置づけられている25項目のうち、PFOS及びPFOAについては7地点で、PFOS及びPFOA以外の項目については1地点で測定する。



(2) 測定項目及び測定頻度

環境基準値超過項目等について、各井戸で年1回以上実施する。

4 PFOS 及び PFOA の調査方針について（県実施分）

(1) 概況調査

PFOS 及び PFOA の存在状況を把握するため、調査未実施のメッシュ等から 20 地点を選定する。

(2) 継続的な監視調査

暫定指針値を超過した地点（以下「超過地点」という。）において、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第2版）」（令和6年11月環境省。以下「手引き」という。）に基づく調査を継続する。なお、水道事業者の水質検査による超過地点については、水道事業者が定期的に行う水質検査で把握する。

(3) 追加調査

県の概況調査、水道事業者等の水質検査等による超過地点について、手引きに基づき、超過地点から半径 500m 程度の範囲に存在する井戸で調査を検討・実施する。

(4) 暫定指針値を超過した場合の対応

超過地点周辺地域の井戸所有者に対して、井戸水の飲用を控えるよう関係機関と連携して注意喚起を行う。

また、必要に応じ超過地点周辺地域での調査等の実施を検討する。